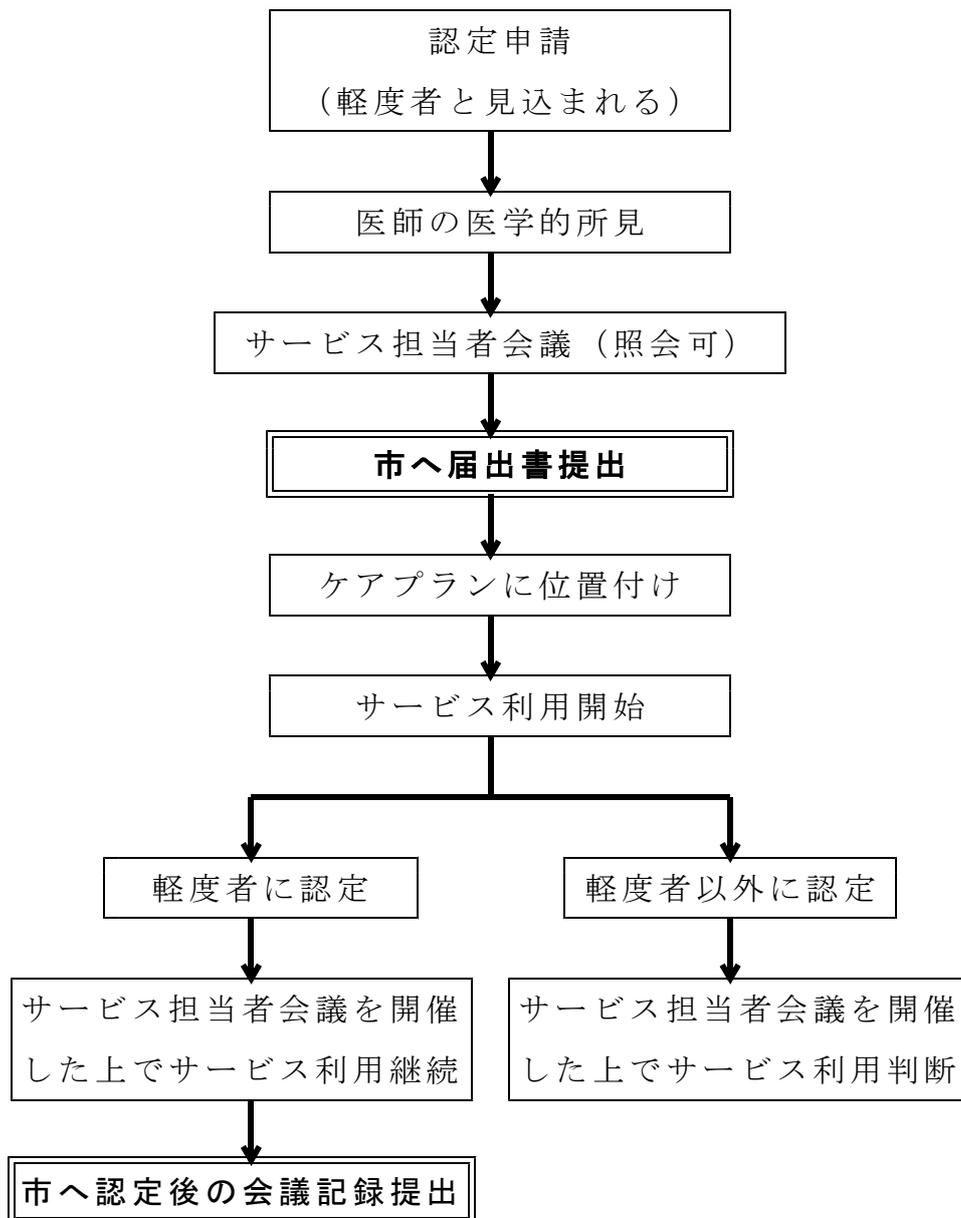


【暫定利用あり】



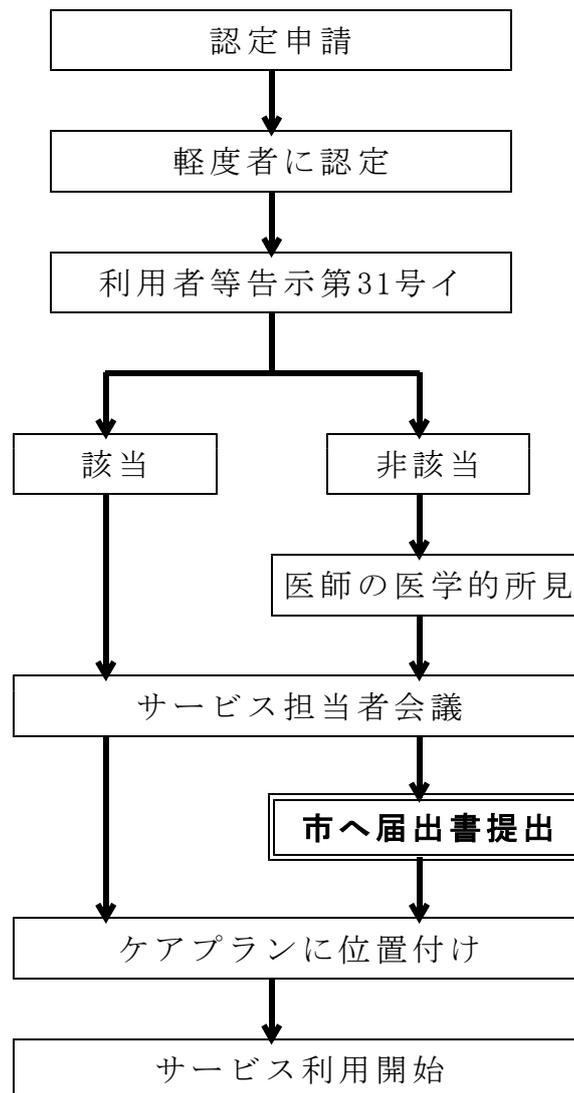
※市への届出書は、サービス担当者会議開催月中（やむを得ない事情がある場合は、翌月中）に提出すること。

※認定結果後に改めて市へ届出書を提出する必要はない。

※市への届出書の内容審査により保険給付が不適切であると認められた場合は、サービス利用時に遡って報酬返還となる。

軽度者に対する福祉用具貸与の流れ

【暫定利用なし】



※認定有効期間中に新たに福祉用具貸与を位置付ける場合も同様である。

※市への届出書は、サービス担当者会議開催月中（やむを得ない事情がある場合は、翌月中）に提出すること。

※市への届出書の内容審査により保険給付が不適切であると認められた場合は、サービス利用時に遡って報酬返還となる。